

石狩市特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年 3 月

石狩市建設水道部

目 次

1. 経営戦略策定の趣旨	1
(1) 経営戦略の位置付け	
(2) 計画期間	
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	
(2) 民間活力の活用等	
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	
3. 経営の基本方針	6
4. 投資・財政計画（収支計画）	7
(1) 投資・財政計画（収支計画）	
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	10

1. 経営戦略策定の趣旨

本市の特定環境保全公共下水道事業は、市街化区域以外における生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図るために設置された下水道事業です。

施設整備は概ね終了しており、現在は、浄化センター2箇所、マンホールポンプ9基及び管渠の維持管理をしています。

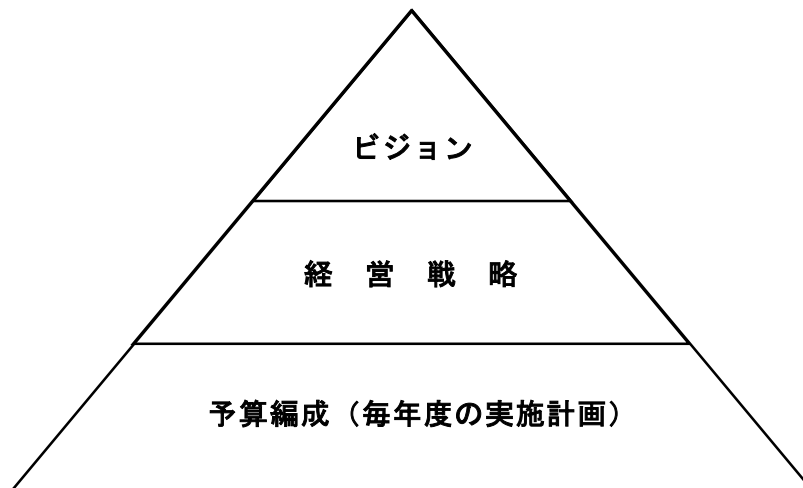
会計運営については、公債費が歳出決算額の約70%を占めるなど硬直化しておりますが、起債の償還は進んでおり、残高は減少してきております。また、使用料収入が歳入の10%程度であり、厳しい状況となっており、歳入の不足分を基金からの繰入により賄っているところ です。

人口減少・施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、平成22年3月に策定し、平成27年1月に改訂した『石狩市下水道中期ビジョン』（以下「ビジョン」という）を踏まえ、今後 も効率的な維持管理に努め安定した汚水処理を実施し、将来にわたって本事業を持続させていくため、計画期間を10年間とする『石狩市特定環境保全公共下水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という）を策定します。

(1) 経営戦略の位置付け

この経営戦略は、ビジョンの基本理念を新しい時代の中において実現させるための計画であり、経営戦略を踏まえ、毎年度の予算編成を行ないます。

○経営戦略の位置付け



(2) 計画期間

中長期的な特定環境保全公共下水道事業の経営を展望し、取組の方向性や財政面での見通しを明らかにするため、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

2. 事業概要

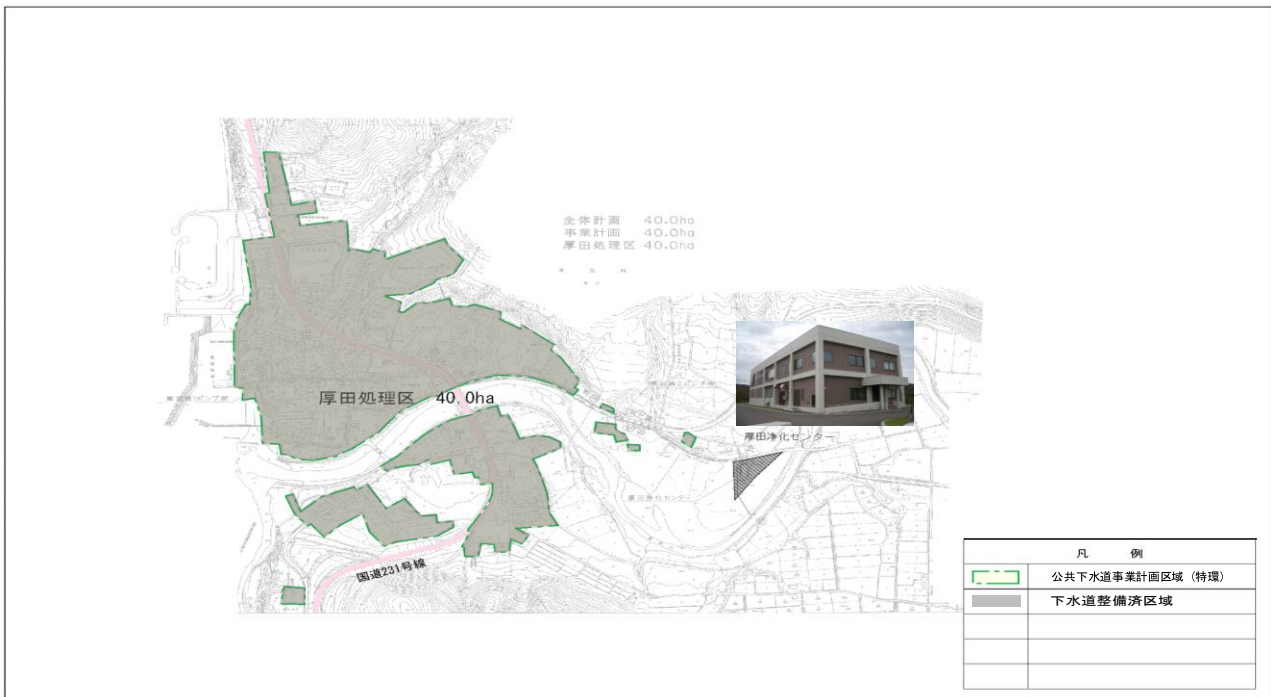
(1) 事業の現況

① 施設

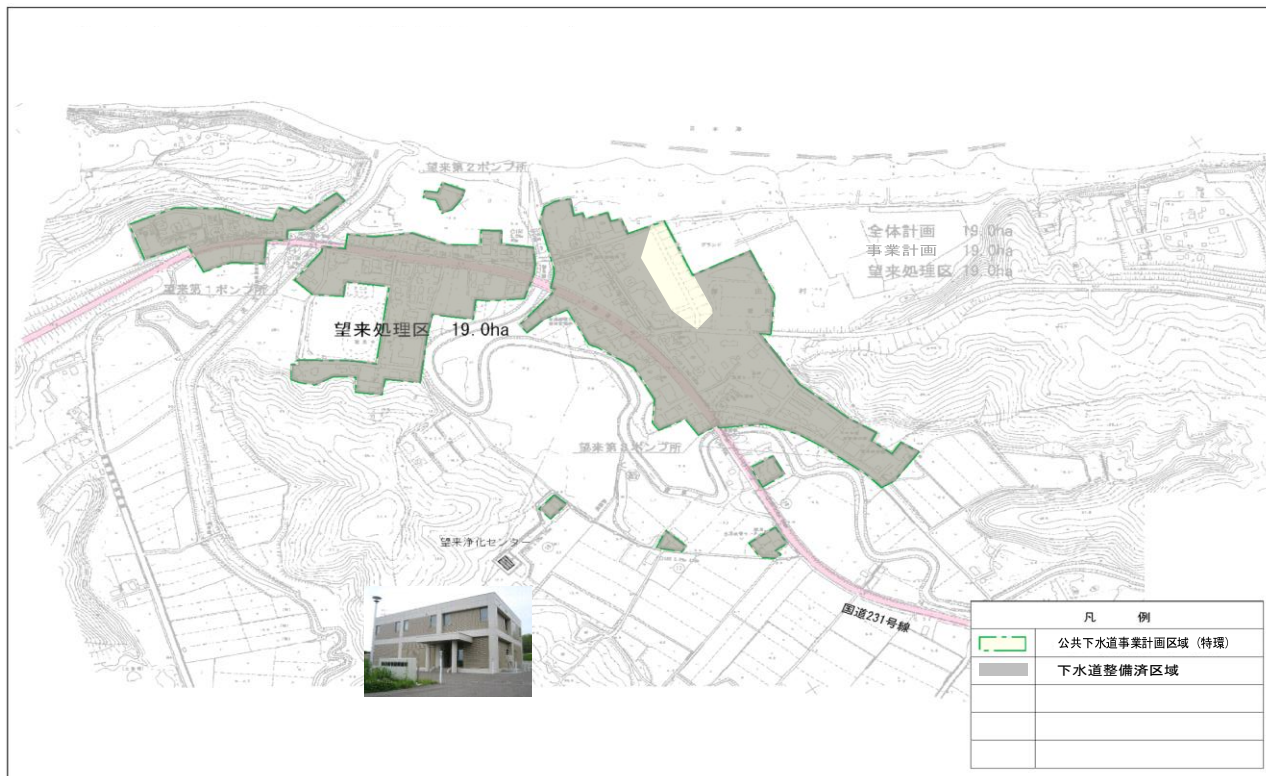
(H28.3月末現在)

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成15年度 (供用開始後13年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非法適
処理区域内人口密度	15.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	2区(厚田処理区、望来処理区)		
処 理 場 数	2箇所(厚田浄化センター、望来浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	都市計画区域の公共下水道事業、都市計画区域外の特定環境 保全公共下水道事業、下水道計画区域外の個別排水処理施設整 備事業と、地域特性に応じて実施しています。		

○厚田処理区



○望来処理区



② 使用料

<p>使用料体系の概要・考え方</p>	<p>特定環境保全公共下水道事業の使用料は、平成25年3月に公共下水道事業と統一し、その後、公共下水道事業の使用料改定に合わせて、平成29年3月に平均6.28%の値上となる使用料改定を実施しています。</p> <p>使用料体系については、使用料表のとおりです。</p>		
	<p>条例上の使用料 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成27年度 2,531円 平成26年度 2,531円 平成25年度 2,461円</p>	<p>実質的な使用料 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p>

○使用料表

(H29.3.1現在、税抜き)

汚水量		金額	
公衆浴場以外の施設	基本汚水量	10m ³ までの部分	1,120円
	超過汚水量 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	137円
		30m ³ を超える部分	200円
公衆浴場	1m ³ につき	58円	

③ 組織

■職員数

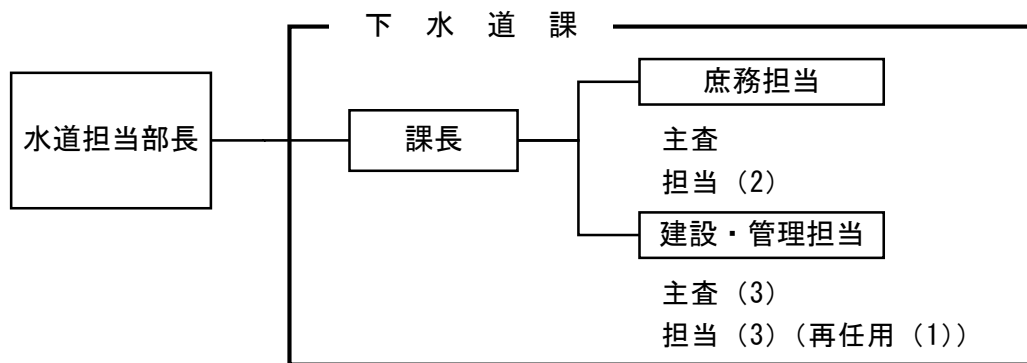
下水道課は平成28年度現在10人体制となっており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業を実施しています。職員給与費の予算措置としましては、公共下水道事業会計に8人、特定環境保全公共下水道事業に1人、個別排水処理施設整備事業に1人としています。

■事業運営組織

平成17年度の石狩市・厚田村・浜益村の合併後、公共下水道事業は下水道管理課及び下水道建設課、特定環境保全公共下水道事業は下水道管理課、下水道建設課及び厚田支所建設水道課、個別排水処理施設整備事業は合併浄化槽担当及び厚田支所建設水道課にて実施していました。その後、職員数削減や組織スリム化の取組に伴い、平成19年度には厚田支所建設水道課を廃止し、平成20年度には下水道管理課と下水道建設課を統合して下水道課とし、平成21年度には合併浄化槽担当を廃止して、現在は下水道課で3事業を実施しています。

○組織図

(H28.4.1現在)



(2) 民間活力の活用等

■民間活用の状況

公共下水道事業と一括して、処理場・ポンプ場維持管理業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、下水道施設維持管理業務を民間事業者に委託しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表

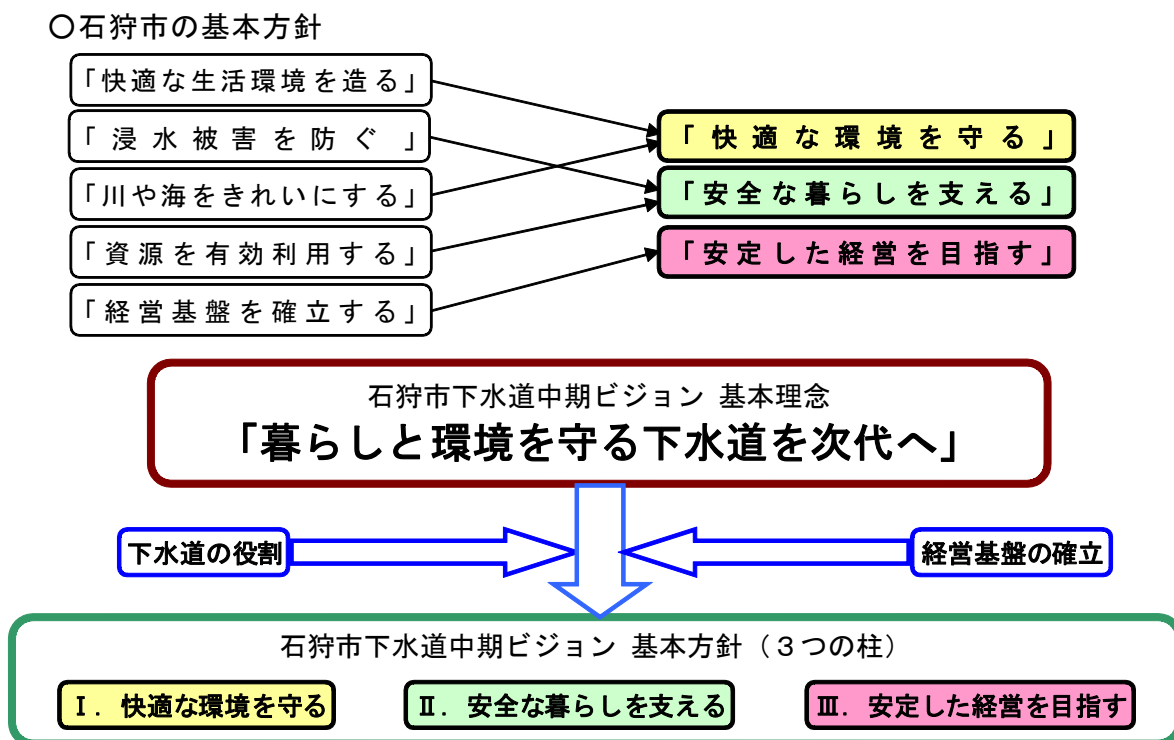
北海道 石狩市	業務名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非通用	下水処理事業	特定親縁関係全公共下水道	03	59,382	722.42	82.17
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	処理区域人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
-	該当数値なし	1.59	94.44	940	0.58	1,620.69
		2.531				

<p>1. 経営の健全性・効率性</p> <p>①収益回収比率(%)</p> <p>②累積欠損比率(%)</p> <p>該当数値なし</p> <p>③流動比率(%)</p> <p>該当数値なし</p> <p>④企業債残高対事業規模比率(%)</p> <p>⑤経費回収率(%)</p> <p>⑥汚水処理原価(円)</p> <p>⑦清掃固定資産減価償却率(%)</p> <p>該当数値なし</p> <p>⑧排水比率(%)</p> <p>⑨浄水処理率(%)</p> <p>⑩費用の効率性</p> <p>⑪老朽化の状況</p> <p>⑫事業の更新投資・老朽化対策の実績状況</p>		<p>1. 経営の健全性・効率性について</p> <p>施設整備は終了し、維持管理を行っている事業であり、過剰投資という意味で発生する水質汚染の発生は認められていない。また、処理区域内人口密度が低く、処理人口を考慮に入れた施設規模となっており、有効投資は高いが年間を通じた稼働率は低い状況である。また、企業債残高対事業規模比率及び汚水処理原価が他団体より高い状況であり、処理水質に対して施設規模が過大となっていることから、稼働率が40%程度と低い状況であり、汚水処理に係る費用を削減することが出来るため、一般会計からの繰入に依存している。</p>
<p>2. 老朽化の状況について</p> <p>使用開始が平成15年であり、設備については老朽化は進んでいないが、処理場設備については補修が必要となっている。今後の設備更新が追加していくことが見込まれるため、財源の確保が課題である。</p>		<p>全体概況</p> <p>1次産業の比率が高い本地域における公共用水域の水質保全や、生活環境の改善を図ることを目的として実施している事業である。処理区域内人口密度の低さによる経費効率の低さや、使用水量に対する施設規模の低さにより、稼働率が低い状況であり、施設更新時には施設規模に合わせた設備の確保が必要である。また、排水処理の汚水処理原価は他団体より高いため、排水処理の汚水処理原価の削減が課題である。また、排水処理の汚水処理原価の削減が課題である。また、排水処理の汚水処理原価の削減が課題である。</p>

※ 法適用企業と類似団体区分が同一のため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

3. 経営の基本方針

「暮らしと環境を守る下水道を次代へ」の基本理念の基、「Ⅰ. 快適な環境を守る」、「Ⅱ. 安全な暮らしを支える」、「Ⅲ. 安定した経営を目指す」を基本方針として事業を実施しています。



【Ⅰ. 快適な環境を守る】

- ・ 1次産業の比率が高い本地域における公共用水域の水質保全や、生活環境の改善を図ることを目的としており、下水道の普及により水環境は改善されています。厚田浄化センター及び望来浄化センターからの放流先河川の水質は問題なく、今後も水質保全に努めます。
- ・ 下水道事業計画区域の管渠整備はほぼ終了しており、水洗化率の向上に努めます。

【Ⅱ. 安全な暮らしを支える】

- ・ 厚田浄化センター及び望来浄化センターについては、耐震化対策済みであります。
- ・ 供用開始が平成15年度であり、管渠施設については老朽化の心配はありませんが、施設設備については修繕が必要となっており、設備の更新を実施していきます。
- ・ 災害発生時に、下水道施設の最低限の機能を確保することから、「下水道BCP」を策定します。なお、「下水道BCP（簡易版）」については策定済です。

【Ⅲ. 安定した経営を目指す】

- ・組織スリム化や民間委託の公共下水道事業との一括契約、また、電算システムの水道事業との共通化等により、維持管理費用の削減を図っています。
- ・使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託し、事務の効率化及び収納率の向上を図っています。
- ・過疎地域であり、経費回収率が低く、経営努力だけでは限界があることから、一般会計と連携し経営の安定化を図っていきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

- ・トーマン石狩ニュータウンの移管を予定しており、平成29年度から平成31年度において、移管に必要となる管渠等の整備を行うこととし、総額で3億520万円の事業費を予定しています。
- ・厚田浄化センターの電気・機械設備については、耐用年数を経過するため、平成35年度から設備の更新を行うこととし、計画期間中の事業費は2億619万円を予定しています。
- ・厚田処理区のマンホールポンプ所の電気・機械設備については、耐用年数を経過するため、平成37年度に更新を行うこととし、3,300万円の事業費を予定しています。

■投資の平準化に関する事項

- ・下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定と、それに基づく点検・調査を行い、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

■財源の目標に関する事項

- ・ トーメン石狩ニュータウンの移管に係る施設整備について、国の交付金を活用するとともに、開発事業者からの費用負担を見込んでいます。

■使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

- ・ 下水道使用料の改定に伴い、平成29年4月分から下水道使用料を平均6.28%値上げしました。
- ・ トーメン石狩ニュータウンの移管に伴い、平成32年度から当該地区の下水道使用料を見込んでいます。
- ・ 少子高齢化・人口減少等により、使用料収入は長期的には減少傾向にあると見込んでいます。

■企業債に関する事項

- ・ 建設改良事業に伴う企業債については、国の交付金等の財源を除き、対象事業費の100%を発行します。
- ・ 企業債元金償還金に対する財源不足については、資本費平準化債を発行して対応します。

■繰入金に関する事項

- ・ 一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づき算定していますが、平成25年度に公共下水道と使用料を統一したことによる減収分については、基準外繰入として算定しています。
- ・ 特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業安定化基金は、平成31年度に残高がなくなる見込みであります。このため平成32年度からは、歳入不足額については、一般会計からの基準外繰入を算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■職員給与費に関する事項

- ・ 職員1人の配置としており、これ以上の職員削減は困難であり、職員給与費は経験年数に合わせて増加していくことを見込んでいます。

■修繕費に関する事項

- ・ 設備のライフサイクルに合わせ、計画的に修繕を行うこととします。

■委託料・動力費に関する事項

- ・ 処理場・ポンプ場維持管理業務委託等、各種の委託業務については、公共下水道事業と一括で契約することにより、コスト縮減を図っています。また、委託料や動力費については、労務単価の上昇など、今後の経済情勢に影響されることを考慮して、毎年一定程度の上昇を見込んでいます。

■その他

- ・ トーメン石狩ニュータウンの移管に伴い、当該地区の汚水処理については、公共下水道事業に委託する予定であります。このため平成32年度から汚水処理に係る負担金を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

■その他の取組

- ・少子高齢化・人口減少により使用水量の減少が想定されるため、施設更新にあたってはスペックダウンを含めて検討する必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

- ・公共下水道事業と使用料を統一することにしており、今後も公共下水道事業にあわせて、概ね4年ごとに使用料の見直しを行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項

- ・下水道施設の維持管理について、公共下水道事業と合わせて包括的民間委託を検討していきます。

■動力費に関する事項

- ・電力自由化に伴う経費削減について検討していきます。

■薬品費・修繕費・委託料に関する事項

- ・包括的民間委託により削減可能か検討していきます。

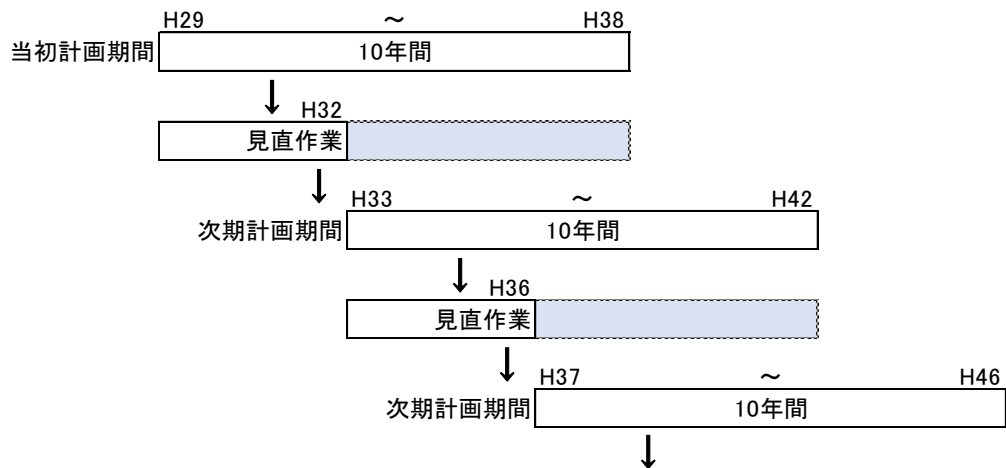
■その他の取組

- ・経営状況・資産等を正確・客観的に把握し、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくため、公営企業会計の適用について検討していきます。
- ・水道事業との業務の連携について検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

下水道使用料の見直しと合わせ、概ね4年を一区切りとして見直しを行い、適宜更新していくとともに、更新後の計画期間も10年間を維持することとします。なお、経営戦略の点検・見直しについては、下水道事業運営委員会へ報告するほか、市ホームページなどで公表します。

○計画更新イメージ



投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	前年度 (決算)										本年度
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的収入	1 総収入	105,752	92,949	78,642	63,500	60,412	117,368	111,504	113,240	102,645	105,024	105,650
	(1) 営業収入	14,410	13,603	16,377	16,213	16,051	24,606	24,116	23,875	23,636	23,400	23,166
	ア 料収入	14,393	13,597	16,371	16,207	16,045	24,600	24,110	23,869	23,630	23,394	23,160
	イ 受託工事収入											
	ウ その他収入	17	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
収益的支出	(2) 営業外収入	91,342	79,346	62,265	47,287	44,361	92,762	87,388	89,365	79,009	81,624	82,484
	ア 他会計繰入金	91,286	79,271	62,220	47,247	44,331	92,742	87,368	89,345	78,989	81,604	82,464
	イ その他費用	56	75	45	40	30	20	20	20	20	20	20
	2 総費用	51,733	58,559	64,288	75,981	82,831	88,518	81,190	80,508	68,704	68,573	68,844
	(1) 営業費用	39,939	46,691	53,692	65,176	72,644	78,204	71,816	71,623	60,330	60,640	60,951
資本的収入	ア 職員給与	8,581	9,839	8,461	8,573	8,685	8,787	8,890	9,095	9,197	9,300	9,403
	うち退職手当											
	イ その他収入	31,358	36,852	45,231	56,603	63,959	69,417	88,121	62,824	62,528	51,133	51,548
	(2) 営業外費用	11,794	11,868	10,596	10,805	10,187	10,314	9,850	9,374	8,885	8,374	7,893
	ア 支払利息	11,794	10,868	9,596	9,805	9,187	9,314	8,850	8,374	7,885	7,374	6,893
資本的支出	うち一時借入金利息	1	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
	イ その他収入		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	3 収支差引 (A)-(D) (E)	54,019	34,390	14,354	△ 12,481	△ 22,419	28,850	29,522	30,314	32,732	33,941	36,806
	1 資本的収入	34,940	35,377	91,778	161,239	195,639	7,740	7,940	8,040	9,440	28,240	110,085
	(1) 地方債	12,900	4,900	21,300	64,000	66,400	7,700	7,900	8,000	8,400	19,200	74,100
資本的収入	うち資本費平準化債	12,900	4,900	1,200		3,700	7,700	7,900	8,000	8,400	10,000	10,200
	(2) 他会計補助金											
	(3) 他会計借入金											
	(4) 固定資産売却代金											
	(5) 国(都道府県)補助金			25,100	49,000	61,000				1,000	9,000	45,045
資本的支出	(6) 工事負担金	120	40	10,006	40	13,327	40	40	40	40	40	40
	(7) その他の支出	21,920	30,437	35,372	48,199	54,912						
	2 資本的支出	88,903	69,712	106,107	148,738	173,210	36,590	37,462	42,172	62,181	146,536	165,896
	(1) 建設改良費			55,200	113,000	137,000			2,200	19,000	100,090	120,100
	うち職員給与											
収支差引	(2) 地方債償還金	88,903	69,712	50,907	35,738	36,210	36,590	37,462	39,972	43,181	46,446	45,796
	(3) 他会計長期借入金返還金											
	(4) 他会計への繰出金											
	(5) 他会計の											
	3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 53,963	△ 34,335	△ 14,329	12,501	22,429	△ 28,850	△ 29,522	△ 30,314	△ 32,732	△ 33,941	△ 36,806

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)	56	55	25	20	10							
積立金	(K)	56	55	25	20	10							
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(N)												
実質収支	(O)												
赤字	(P)												
赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	75	72	68	57	51	94	94	93	94	92	91	92
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	14,410	13,603	16,377	16,213	16,051	24,606	24,360	24,116	23,875	23,636	23,400	23,166
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	682,716	617,904	588,297	616,559	646,749	617,859	588,297	557,943	526,371	502,390	520,944	549,248

○他会計繰入金

区分	年度	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		91,286	79,271	62,220	47,247	44,331	92,742	112,003	87,368	89,345	78,989	81,604	82,464
うち基準内繰入金		89,002	77,112	60,738	45,780	42,879	38,748	37,409	33,721	34,557	35,931	38,411	39,569
うち基準外繰入金		2,284	2,159	1,482	1,467	1,452	53,994	74,594	53,647	54,788	43,058	43,193	42,895
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合計		91,286	79,271	62,220	47,247	44,331	92,742	112,003	87,368	89,345	78,989	81,604	82,464

(単位:千円)